

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期計画の骨子

中期目標（修正案）	中期計画（骨子）
前文 （略）	前文 法人としての取組方針を総括的に記載
第1 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。	—
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 医療の提供 県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。	1 医療の提供
（1）県立病院として積極的に対応すべき医療の充実 高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。	（1）県立病院として積極的に対応すべき医療の充実
ア 総合医療センター 総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療をはじめ、重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療のほか、へき地における代診医派遣、巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについては、地域の医療機関との役割分担と連携の下、高度急性期病院として、高度専門医療を提供すること。特に、がんについては、手術療法、放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療及び緩和ケアの取組を推進すること。	ア 総合医療センター 病院の取組方針を総括的に記載 （ア）救急医療 重症・重篤な患者の常時受入れ （イ）周産期医療 高度で専門的な医療の提供、高度生殖医療の推進等 （ウ）へき地医療 巡回診療及び代診医派遣の実施、総合医の育成支援等 （エ）災害医療 災害発生時の対応、医療体制の整備 （オ）感染症医療 感染症発生時の対応、医療体制の整備 （カ）専門医療、急性期医療 がんなどの専門医療の充実 a がん （a）固形がん （b）血液がん

中期目標（修正案）	中期計画（骨子）
	b 循環器疾患 (a) 脳卒中 (b) 急性心筋梗塞・大動脈瘤 (c) 糖尿病 c その他専門医療 (a) 人工関節治療 (b) リハビリテーション
イ こころの医療センター 精神科医療における本県の基幹病院として、他の医療機関では対応が困難な救急患者の受入れや難治性・重症患者への医療を行うなど、精神科救急・急性期医療の中核的役割を果たすこと。 また、認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を充実させるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化するほか、司法精神医療については、引き続き、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。 これらの取組を通じ、患者の早期社会復帰を推進すること。	イ こころの医療センター 病院の取組方針を総括的に記載 (ア) 精神科救急・急性期医療への対応 精神科救急入院患者及び重症患者の受入れ (イ) 難治性・重症患者への専門医療及び地域生活支援への対応 (ウ) 児童・思春期精神科医療の充実 多職種連携による診療体制の強化 (エ) 認知症、 <u>高次脳機能障害</u> への医療連携の構築 認知症などの専門医療相談の実施 (オ) 司法精神医療体制の向上 医療観察法指定医療機関としての適切な医療提供
(2) 医療従事者の確保、専門性の向上 医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。	(2) 医療従事者の確保、専門性の向上 ア 医療従事者の確保 適時適切な採用 イ 医療従事者の専門性の向上 質の高い医療従事者の育成、資格取得に対する支援
(3) 施設設備の整備 施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備し、更新すること。	(3) 施設設備の整備 医療施設や高度医療機器などの計画的な整備
(4) 医療に関する安全性の確保 安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。	(4) 医療に関する安全性の確保 ア 医療事故の防止対策 イ 医薬品及び医療機器の安全管理 ウ 院内感染の防止対策

中期目標（修正案）	中期計画（骨子）
<p>（５）患者サービスの向上 患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。 また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。</p>	<p>（５）患者サービスの向上 ア 患者本位の医療の実践 （ア）入院から退院までの総合的な支援体制の充実 （イ）インフォームドコンセントの充実 （ウ）クリニカルパスの活用 （エ）患者及び家族への相談支援 イ チーム医療の推進 ウ 適正な情報管理 エ 院内サービスの向上 オ 情報の発信</p>
<p>（６）地域医療への支援 ア 地域医療連携の推進 他の医療機関との役割分担の下、かかりつけ医との病診連携、他病院との病病連携を強化すること。 また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。</p>	<p>（６）地域医療への支援 ア 地域医療連携の推進 （ア）県内医療機関等との連携 地域連携パスの作成・運用等 （イ）県内医療機関への支援</p>
<p>イ 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。</p>	<p>イ 社会的な要請への協力</p>
<p>２ 医療に関する調査及び研究 県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。 また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。</p>	<p>２ 医療に関する調査及び研究 （１）臨床研究の実施 がん登録の推進、治験・共同研究の実施等</p>

中期目標（修正案）	中期計画（骨子）
<p>3 医療従事者等の研修 臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。 また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図るなど、地域医療従事者の育成を支援すること。</p>	<p>3 医療従事者等の研修 (1) 臨床研修医の受入れ (2) 実習生の受入れ (3) 地域医療従事者の育成</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 効率的・効果的な業務運営 2病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直して、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。</p>	<p>1 効率的・効果的な業務運営 (1) 経営管理体制の強化 (2) 組織、人員配置の的確な運用 (3) 適切な予算執行 (4) 2病院の連携</p>
<p>2 収入の確保、費用の節減・適正化 適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。 また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。</p>	<p>2 収入の確保、費用の節減・適正化 (1) 収入の確保 (2) 費用の節減</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 中期目標期間内の黒字</p> <p>1 予算（平成27年度～平成30年度）</p> <p>2 収支計画（平成27年度～平成30年度）</p> <p>3 資金計画（平成27年度～平成30年度）</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (出資等に係る不要財産なし。)</p>

中期目標（修正案）	中期計画（骨子）
	第6 剰余金の使途 第7 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 2 還付 3 減免
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他業務運営に関する重要事項
1 人事に関する事項 職員の能力や実績を適切に反映し、職員の意欲向上に資する、より病院にふさわしい人事給与制度の運用及び見直しに取り組むこと。	1 人事に関する計画
2 就労環境に関する事項 多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。	2 就労環境に関する計画
3 中期計画における数値目標 本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。	—
—	3 積立金の処分に関する計画 積立金の使途の定め